

国際イーサ専用サービス契約約款

令和4年4月1日

ソフトバンク株式会社

国際イーサ専用サービス契約約款

平成 20 年 4 月 J08002764
施行 平成 20 年 4 月 25 日

第 1 章 総則

(約款の適用)

第 1 条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成 7 年条約第 2 号）、国際電気通信連合条約（平成 7 年条約第 3 号）、条約附属電気通信規則（平成 2 年郵政省告示第 408 号）及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この国際イーサ専用サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより、国際イーサ専用サービスを提供します。

(注) 本条のほか、当社は、国際イーサ専用サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものに限り、以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 国際イーサ専用サービス	契約の申込み等により指定された区間において当社と外国の電気通信事業者が共同して設置する電気通信回線を使用して、イーサネットフレームにより符号の伝送を行う電気通信サービス
4 国際イーサ専用サービス取扱所	国際イーサ専用サービスに関する業務を行う当社の事業所
5 取扱所交換設備	国際イーサ専用サービス取扱所に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
6 回線収容部	国際イーサ専用回線を収容するために、当社が設置する電気通信設備であって、イーサネット通信網サービス契約約款に規定するイーサネット通信網サービス又はデータ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網サービスとの接続に係るもの
7 国際イーサ専用回線	国際イーサ専用契約に係る電気通信回線であって、回線収容部と本邦外の接続点（外国側イーサ専用回線との接続点をいいます。）までの区間において当社が設置するもの
8 外国側イーサ専用回線	国際イーサ専用サービスを提供するために、外国の電気通信事業者が設置する電気通信回線であって、取扱地域（別紙に定める本邦外の地域をいいます。以下同じとします。）において終端するもの
9 国際イーサ専用契約	当社から国際イーサ専用サービスの提供を受けるための契約
10 国際イーサ専用契約者	当社と国際イーサ専用契約を締結している者
11 収容国際イーサ専用サービス取扱所	回線収容部に係る電気通信回線を設置する国際イーサ専用サービス取扱所

第2章 国際イーサ専用サービスの提供範囲

(国際イーサ専用サービスの提供区間等)

第4条 当社が提供する国際イーサ専用サービスの提供区間は、別に定めるところによります。

2 当社は、提供可能な取扱地域を国際イーサ専用サービス取扱所に掲示します。

(注) 本条第1項に規定する提供区間は、別記1に定めるものとします。

(注) 本条第2項に規定する取扱地域は、別紙に定めるものとします。

(外国における取扱制限)

第5条 外国側における国際イーサ専用サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

第3章 国際イーサ専用契約

(国際イーサ専用サービスの品目)

第6条 国際イーサ専用サービスには、料金表第1表第1 (国際イーサ専用サービスに係るもの) に規定する品目があります。

(契約の単位)

第7条 当社は、国際イーサ専用サービスについては国際イーサ専用回線1回線ごとに、1の国際イーサ専用契約を締結します。この場合、国際イーサ専用契約者は1の国際イーサ専用契約につき1人に限ります。

(国際イーサ専用契約申込の方法)

第8条 国際イーサ専用契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を国際イーサ専用サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 国際イーサ専用サービスの品目
- (2) 使用開始希望年月日
- (3) 国際イーサ専用回線の設置区間及び外国側イーサ専用回線の終端の設置場所
- (4) 回線収容部において接続する契約者回線群 (イーサネット通信網サービス契約約款又はデータ通信網サービス契約約款に規定する契約者回線群をいいます。以下同じとします。)
- (5) 外国側イーサ専用回線に係る事項
- (6) その他国際イーサ専用契約申込の内容を特定するための事項

(国際イーサ専用契約申込の承諾)

第9条 当社は、国際イーサ専用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その国際イーサ専用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった国際イーサ専用回線等 (国際イーサ専用回線及び外国側イーサ専用回線をいいます。以下同じとします。) を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 外国の電気通信事業者の提供条件による制限により、申込みのあった国際イーサ専用回線等を設置し、又は保守することが困難なとき。
- (3) 申込者が国際イーサ専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 回線収容部において接続する契約者回線群がないとき。
- (5) 回線収容部において接続する契約者回線群の回線群代表者 (イーサネット通信網サービス契約約款又はデータ通信網サービス契約約款に規定する回線群代表者をいいます。以下同じとします。) の承諾が得られないとき。
- (6) その他国際イーサ専用サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第10条 国際イーサ専用サービスについては、料金表第1表第1 (国際イーサ専用サービスに係るもの) に定めるところにより最低利用期間があります。

2 国際イーサ専用契約者は、前項の最低利用期間内に国際イーサ専用契約の解除又は品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1 (国際イーサ専用サービスに係るもの) に規定する額を一括

して支払っていただきます。

(品目の変更)

第 11 条 国際イーサ専用契約者は、料金表第 1 表第 1 (国際イーサ専用サービスに係るもの) に定めるところにより、国際イーサ専用サービスの品目の変更の請求をすることができます。この場合において、その品目に係る符号伝送速度が減少するとき (以下「品目の減速」といいます。) は、変更しようとする 70 日前までに、そのことを国際イーサ専用サービス取扱所に書面により通知していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 9 条 (国際イーサ専用契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(国際イーサ専用回線の移転)

第 12 条 国際イーサ専用契約者は、国際イーサ専用回線の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 9 条 (国際イーサ専用契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第 13 条 当社は、国際イーサ専用契約者から請求があったときは、第 8 条 (国際イーサ専用契約申込の方法) 第 6 号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 9 条 (国際イーサ専用契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(国際イーサ専用サービスの利用の一時中断)

第 14 条 当社は、国際イーサ専用契約者から請求があったときは、国際イーサ専用サービスの利用の一時中断 (その国際イーサ専用契約に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。) を行います。

(国際イーサ専用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第 15 条 国際イーサ専用契約者が国際イーサ専用契約に基づいて国際イーサ専用サービスの提供を受ける権利は、譲渡することはできません。

(国際イーサ専用契約者が行う国際イーサ専用契約の解除)

第 16 条 国際イーサ専用契約者は、国際イーサ専用契約を解除しようとするときは、解除しようとする 70 日前までに、そのことを国際イーサ専用サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う国際イーサ専用契約の解除)

第 17 条 当社は、次の場合には、その国際イーサ専用契約を解除することがあります。

(1) 第 23 条 (利用停止) の規定により国際イーサ専用サービスの利用停止をされた国際イーサ専用契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) その国際イーサ専用契約に係る回線収容部において、接続する契約者回線群の廃止があったとき。

(3) 国際イーサ専用契約者が第 23 条 (利用停止) 各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が国際イーサ専用サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

2 当社は、前項の規定により、その国際イーサ専用契約を解除しようとするときは、あらかじめ国際イーサ専用契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第 18 条 国際イーサ専用契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記 2 及び別記 3 に定めるものとします。

第 4 章 付加機能

(付加機能の提供)

第 19 条 当社は、国際イーサ専用契約者から請求があったときは、その国際イーサ専用契約について、次の場合を除き、料金表第 1 表 (料金) に規定するところにより付加機能を提供します。

(1) 付加機能の提供を請求した国際イーサ専用契約者が、付加機能使用料の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の国際イーサ専用サービスに関する業務の遂行上支障があるとき。

(付加機能の廃止)

第 20 条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている国際イーサ専用契約者から廃止の申出があったとき。
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表第 1 表（料金）に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

(付加機能の利用の一時中断)

第 21 条 当社は、付加機能を利用している国際イーサ専用契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 5 章 利用中止等

(利用中止)

第 22 条 当社は、次の場合には、国際イーサ専用サービス又は付加機能の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第 24 条（通信利用の制限）の規定により、通信の利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりその国際イーサ専用サービス又は付加機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことを国際イーサ専用契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 23 条 当社は、国際イーサ専用契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間（その国際イーサ専用サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった国際イーサ専用サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その国際イーサ専用サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第 35 条（利用に係る国際イーサ専用契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 当社が、国際イーサ専用契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたこと知ったとき。

2 当社は、前項の規定によりその国際イーサ専用サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を国際イーサ専用契約者に通知します。

(通信利用の制限)

第 24 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、国際イーサ専用回線に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている国際イーサ専用回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

2 通信がふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないときがあります。

(注) 本条に規定する別に定める基準は、別記7に定めるものとします。

第6章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第25条 当社が提供する国際イーサ専用サービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定する専用回線料とします。

2 当社が提供する国際イーサ専用サービスに係る工事に関する費用は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(料金の支払義務)

第26条 国際イーサ専用契約者は、その国際イーサ専用契約に基づいて当社が国際イーサ専用サービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一である場合は、その日)について、料金表第1表(料金)に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により国際イーサ専用サービス又は付加機能を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、国際イーサ専用契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、国際イーサ専用契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、国際イーサ専用契約者は、料金表第1表(料金)に規定する場合を除き、国際イーサ専用サービス又は付加機能を利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第27条 国際イーサ専用契約者は、国際イーサ専用契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその国際イーサ専用契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、国際イーサ専用契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、料金表において消費税相当額を加算するものとされている工事費については、別に算定した額に消費税相当額を加算します。

(取消料の支払義務)

第28条 国際イーサ専用契約者は、当社が承諾した国際イーサ専用契約を、国際イーサ専用サービスの提供開始前に解除するときは、次の額を合算した額を取消料として支払っていただきます。

(1) 料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費に2分の1を乗じて得た額

(2) その国際イーサ専用サービスの提供の準備のために、既に発生している費用の額

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第29条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第30条 国際イーサ専用契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。この場合に、料金表において消費税相当額を加算するものとされている料金又は工事に関する費用については、消費税相当額を加算します。

(延滞利息)

第31条 国際イーサ専用契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7章 保守

(修理又は復旧の順位)

第32条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第24条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 本条の表中第2順位に規定する別に定める基準は、別記7に定めるものとします。

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した国際イーサ専用回線について、暫定的にその国際イーサ専用サービス取扱所を変更することがあります。

第8章 損害賠償

(免責)

第33条 当社は、国際イーサ専用サービスの提供に伴い、当該国際イーサ専用契約者に与えた損害については、賠償の責任を負いません。

2 当社は、国際イーサ専用サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、国際イーサ専用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第34条 当社は、国際イーサ専用契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等国際イーサ専用サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る国際イーサ専用契約者の義務)

第35条 国際イーサ専用契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が国際イーサ専用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 当社が国際イーサ専用サービスに関する業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が国際イーサ専用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (3) 当社が国際イーサ専用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(注) 国際イーサ専用契約者は、本条の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(特約条項等)

第36条 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、国際イーサ専用契約者に対して別に定める提供条件(以下「特約条項等」といいます。)で国際イーサ専用サービスの提供をすることがあります。

この場合、当社と国際イーサ専用契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

(法令に規定する事項)

第37条 国際イーサ専用サービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

(注) 本条に規定する法令に規定する事項は、別記4及び別記5に定めるところによります。

(閲覧)

第38条 当社は当社が指定する国際イーサ専用サービス取扱所において、国際イーサ専用サービスを利用するうえで参考となる別に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

2 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第10章 附帯サービス

(附帯サービス)

第39条 国際イーサ専用サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記6に定めるものとします。

別記

1 国際イーサ専用サービスの提供区間

当社が提供する国際イーサ専用サービスの提供区間は、回線収容部の終端から本邦外の取扱地域間のものとします。

2 氏名等の変更

- (1) 国際イーサ専用契約者は、その氏名若しくは住所の変更又は料金等請求書の送付先の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、国際イーサ専用サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 国際イーサ専用契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により国際イーサ専用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて国際イーサ専用サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

5 国際イーサ専用契約者に係るパーソナルデータの利用

- (1) 当社は、国際イーサ専用契約者に係るパーソナルデータ（個人に関するすべてのデータを意味し、個人情報保護法における個人情報には限られません。以下同じとします。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
- (2) パーソナルデータの取扱いに関して、この約款に別段の定めがあるときは、プライバシーポリシーの定めに関わらずこの約款の定めるところによります。

6 外国側イーサ専用回線に係る手続きの代行

当社は、国際イーサ専用契約の申込みをする者又は国際イーサ専用契約者から要請があったときは、外国側イーサ専用回線に係る当該電気通信事業者に対する請求その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

7 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、国際イーサ専用契約者がその契約に基づき支払う料金は、料金月（1の暦月の起算日（当社が国際イーサ専用契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下この通則において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日国際イーサ専用サービス又は付加機能の提供の開始があったとき
 - (2) 料金月の初日以外の日国際イーサ専用サービスの解除又は付加機能の廃止があったとき
 - (3) 料金月の初日に国際イーサ専用サービス又は付加機能の提供を開始し、その日にその国際イーサ専用サービスの解除又は付加機能の廃止があったとき
 - (4) 料金月の初日以外の日月額料金の改定があったとき。この場合改定後の月額料金は、その改定があった日から適用します。
 - (5) 料金月の初日以外の日国際イーサ専用サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）
 - (6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき
- 3 2の規定による料金の日割は、暦日数により行います。
- 4 当社は、国際イーサ専用サービスに関する当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 国際イーサ専用契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関又は国際イーサ専用サービス取扱所等において支払っていただきます。

(注) 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別な事情がある場合は、6の規定にかかわらず、国際イーサ専用契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は、料金又は工事に関する費用について、国際イーサ専用契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 当社が定める条件とは、前受金には利息を付さないことをいいます。

(サービス品質（稼働率）に係る料金の適用)

- 9 当社は、国際イーサ専用契約者からの請求により、別に定める国際イーサ専用サービスの提供区間において
 - (1) に定める算式により算出した稼働率が99.9%を下回った場合は、その料金月における国際イーサ専用サービスの専用回線料の額に(2)に定める総故障時間に係る料金返還率を乗じて得た額（以下「稼働率に係る返還額」といいます。）を返還します。ただし、その国際イーサ専用サービスについて、利用停止があった場合は、この限りではありません。

(1) 稼働率

$$\text{稼働率 (\%)} = \left(1 - \frac{\text{国際イーサ専用サービスについて、当社の責めに帰すべき理由（利用中止に係る場合を除きます。）により当該料金月に利用できなかった総時間（以下「総故障時間」といいます。）}}{\text{当該料金月の利用可能総時間（料金月の総日数を分数に換算したものをいいます。）}} \right) \times 100$$

(2) 総故障時間に係る料金返還率

総故障時間	料金返還率
43.5分以上 241分未満	5%
241分以上 481分未満	15%
481分以上 961分未満	20%
961分以上 1441分未満	25%
1441分以上	24時間ごとに5%

10 9に規定する総故障時間については、分数を単位として算出するものとします。

11 9に規定する稼働率に係る返還額は、当該料金月の国際イーサ専用契約に係る専用回線料を上限とします。

12 当社は、稼働率が99.9%を下回った料金月の翌料金月の末日までに国際イーサ専用契約者からの請求があった場合に限り、9に規定する稼働率に係る返還額の返還の請求に応じるものとします。

(料金等の臨時減免)

13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の国際イーサ専用サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 料金

第1 国際イーサ専用サービスに係るもの

1 適用

国際イーサ専用サービスに係る料金の適用については、第26条（料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用																																	
(1) 品目に係る料金の適用	当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 Mb/s</td> <td>2メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3 Mb/s</td> <td>3メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4 Mb/s</td> <td>4メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>6 Mb/s</td> <td>6メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>8 Mb/s</td> <td>8メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10 Mb/s</td> <td>10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>20 Mb/s</td> <td>20メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>30 Mb/s</td> <td>30メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>40 Mb/s</td> <td>40メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>50 Mb/s</td> <td>50メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>60 Mb/s</td> <td>60メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>70 Mb/s</td> <td>70メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>80 Mb/s</td> <td>80メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>90 Mb/s</td> <td>90メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100 Mb/s</td> <td>100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	2 Mb/s	2メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	3 Mb/s	3メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	4 Mb/s	4メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	6 Mb/s	6メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	8 Mb/s	8メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	10 Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	20 Mb/s	20メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	30 Mb/s	30メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	40 Mb/s	40メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	50 Mb/s	50メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	60 Mb/s	60メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	70 Mb/s	70メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	80 Mb/s	80メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	90 Mb/s	90メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	100 Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	品 目	内 容																															
	2 Mb/s	2メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																															
	3 Mb/s	3メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																															
	4 Mb/s	4メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																															
	6 Mb/s	6メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																															
	8 Mb/s	8メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																															
	10 Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																															
	20 Mb/s	20メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																															
	30 Mb/s	30メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																															
	40 Mb/s	40メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																															
	50 Mb/s	50メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																															
	60 Mb/s	60メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																															
70 Mb/s	70メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																
80 Mb/s	80メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																
90 Mb/s	90メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																
100 Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																
(2) 最低利用期間に係る料金の適用	<p>ア 国際イーサ専用サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する最低利用期間は、国際イーサ専用サービスを提供した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ 国際イーサ専用契約者は、最低利用期間内に国際イーサ専用契約の解除があった場合は、次の額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>(ア) 残余の期間に対応する料金（2（料金額）に規定する専用回線料の額とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額</p> <p>(イ) 国際イーサ専用回線の設置に要した費用のうち、解除に伴い発生する当社が別に定める額</p> <p>エ 国際イーサ専用契約者は、最低利用期間内に国際イーサ専用サービスの品目の変更があった場合は、その変更について変更前の料金額（2（料金額）に規定する専用回線料とします。以下この欄において同じとします。）から変更後の料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>オ エの場合に、品目の変更と同時にその国際イーサ専用回線の設置場所において、国際イーサ専用サービスに係る国際イーサ専用回線の新設又は国際イーサ専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の国際イーサ専用サービスに係る国際イーサ専用回線の料金額を合算して行います。</p>																																

2 料金額

(1) 専用回線料

1の国際イーサ専用回線ごとに月額

品 目	地 域 区 分			
	アジア1	アジア2	北米	西ヨーロッパ
2 Mb/s	600,000 円	1,100,000 円	600,000 円	1,000,000 円
3 Mb/s	700,000 円	1,500,000 円	700,000 円	1,100,000 円
4 Mb/s	800,000 円	1,800,000 円	800,000 円	1,200,000 円
6 Mb/s	1,000,000 円	2,400,000 円	1,000,000 円	1,400,000 円
8 Mb/s	1,200,000 円	2,800,000 円	1,200,000 円	1,600,000 円
10 Mb/s	1,400,000 円	3,200,000 円	1,400,000 円	1,800,000 円
20 Mb/s	1,600,000 円	5,000,000 円	1,600,000 円	2,400,000 円
30 Mb/s	1,900,000 円	6,400,000 円	1,900,000 円	2,800,000 円
40 Mb/s	2,200,000 円	7,700,000 円	2,200,000 円	3,200,000 円
50 Mb/s	2,500,000 円	9,000,000 円	2,400,000 円	3,500,000 円
60 Mb/s	2,800,000 円	11,000,000 円	2,600,000 円	3,800,000 円
70 Mb/s	3,100,000 円	12,000,000 円	2,800,000 円	4,100,000 円
80 Mb/s	3,400,000 円	13,000,000 円	3,000,000 円	4,400,000 円
90 Mb/s	3,700,000 円	15,000,000 円	3,200,000 円	4,700,000 円
100 Mb/s	4,000,000 円	16,000,000 円	3,400,000 円	5,000,000 円

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

国際イーサ専用サービスに係る工事費の適用については、第27条（工事費の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用									
(1) 工事費の算定	工事費は、工事を要することとなる国際イーサ専用回線について、1の国際イーサ専用回線ごとに適用します。								
(2) 工事の適用区分	工事の区分は次のとおりとします。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 国際イーサ専用サービスの提供開始に係る工事</td> <td>国際イーサ専用サービスの提供開始に伴う国際イーサ専用回線の設置等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 国際イーサ専用サービスの品目変更に係る工事</td> <td>国際イーサ専用回線の品目の変更の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 国際イーサ専用サービスの移転に係る工事</td> <td>国際イーサ専用回線の移転の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 国際イーサ専用サービスの提供開始に係る工事	国際イーサ専用サービスの提供開始に伴う国際イーサ専用回線の設置等の場合に適用します。	イ 国際イーサ専用サービスの品目変更に係る工事	国際イーサ専用回線の品目の変更の場合に適用します。	ウ 国際イーサ専用サービスの移転に係る工事	国際イーサ専用回線の移転の場合に適用します。
	工事の区分	適 用							
	ア 国際イーサ専用サービスの提供開始に係る工事	国際イーサ専用サービスの提供開始に伴う国際イーサ専用回線の設置等の場合に適用します。							
イ 国際イーサ専用サービスの品目変更に係る工事	国際イーサ専用回線の品目の変更の場合に適用します。								
ウ 国際イーサ専用サービスの移転に係る工事	国際イーサ専用回線の移転の場合に適用します。								

2 工事費の額

(1) 国際イーサ専用サービスに係るもの

区 分	単 位	工事費の額	
国際イーサ専用サービスの提供開始に係る工事	1の国際イーサ専用回線ごとに	2 Mb/s から 8 Mb/s までの品目に係るもの	500,000 円
		10 Mb/s から 40 Mb/s までの品目に係るもの	600,000 円
		50 Mb/s から 100 Mb/s までの品目に係るもの	700,000 円
国際イーサ専用サービスの品目変更に係る工事	1の国際イーサ専用回線ごとに	50,000 円	
国際イーサ専用サービスの移転に係る工事	1の国際イーサ専用回線ごとに	87,000 円	

附 則

(実施期日)

この約款は、平成 20 年 4 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 12 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 24 年 9 月 5 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。

別紙 取扱地域

地域区分	取 扱 地 域
アジア 1	シンガポール共和国、香港特別行政区
アジア 2	インド
北米	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除く）
西ヨーロッパ	オランダ王国、グレートブリテン・北アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国